

労働局の相談窓口

雇用管理改善のご相談は各労働局へ

労働局	課	電話番号	所在地
北海道労働局	職業対策課	011 (709) 2311 (代表)	060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎3階
青森労働局	職業対策課	017 (721) 2003 (代表)	030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階
岩手労働局	職業対策課	019 (604) 3005 (直通)	020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階
宮城労働局	職業対策課	022 (299) 8062 (直通)	983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎
秋田労働局	職業対策課	018 (883) 0010 (代表)	010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル5階
山形労働局	職業対策課	023 (626) 6101 (直通)	990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
福島労働局	職業対策課	024 (529) 5096 (直通)	960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階
茨城労働局	職業対策課	029 (224) 6219 (直通)	310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎7階
栃木労働局	職業対策課	028 (610) 3557 (直通)	320-0845 宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2階
群馬労働局	職業対策課	027 (210) 5008 (直通)	371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階
埼玉労働局	職業対策課	048 (600) 6209 (直通)	330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド アクシス・タワー15階
千葉労働局	職業対策課	043 (221) 4391 (直通)	260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎4階
東京労働局	職業安定課	03 (3512) 1656 (直通)	102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎12階
神奈川労働局	職業対策課	045 (650) 2801 (直通)	231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階
新潟労働局	職業対策課	025 (288) 3508 (直通)	950-8625 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階
富山労働局	職業対策課	076 (432) 2793 (直通)	930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎
石川労働局	職業対策課	076 (265) 4428 (直通)	920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階
福井労働局	職業対策課	0776 (26) 8613 (直通)	910-8559 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階
山梨労働局	職業対策課	055 (225) 2858 (直通)	400-8577 甲府市丸の内1-1-11
長野労働局	職業対策課	026 (226) 0866 (直通)	380-8572 長野市中御所1-22-1
岐阜労働局	職業対策課	058 (245) 1314 (直通)	500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4F
静岡労働局	職業対策課	054 (271) 9970 (直通)	420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階
愛知労働局	職業対策課	052 (219) 5508 (直通)	460-0008 名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング15階
三重労働局	職業対策課	059 (226) 2306 (直通)	514-8524 津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎
滋賀労働局	職業対策課	077 (526) 8686 (直通)	520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階
京都労働局	職業対策課	075 (275) 5424 (直通)	604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪労働局	職業対策課	06 (4790) 6310 (直通)	540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル21階
兵庫労働局	職業対策課	078 (367) 0810 (直通)	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階
奈良労働局	職業対策課	0742 (32) 0209 (直通)	630-8570 奈良市法連町387 奈良第3地方合同庁舎
和歌山労働局	職業対策課	073 (488) 1161 (直通)	640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎
鳥取労働局	職業対策課	0857 (29) 1708 (代表)	680-8522 鳥取市富安2-89-9
島根労働局	職業対策課	0852 (20) 7020 (直通)	690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階
岡山労働局	職業対策課	086 (801) 5107 (直通)	700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
広島労働局	職業対策課	082 (502) 7832 (直通)	730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階
山口労働局	職業対策課	083 (995) 0383 (直通)	753-8510 山口市中原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
徳島労働局	職業対策課	088 (611) 5387 (直通)	770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階
香川労働局	職業対策課	087 (811) 8923 (直通)	760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館3階
愛媛労働局	職業対策課	089 (941) 2940 (直通)	790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎5階、6階
高知労働局	職業対策課	088 (885) 6052 (直通)	780-8548 高知市南金田1番39
福岡労働局	職業対策課	092 (434) 9806 (直通)	812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館6階
佐賀労働局	職業対策課	0952 (32) 7217 (直通)	840-0801 佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎6階
長崎労働局	職業安定課	095 (801) 0040 (直通)	850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階
熊本労働局	職業安定課	096 (211) 1703 (直通)	860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
大分労働局	職業対策課	097 (535) 2090 (直通)	870-0037 大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3階
宮崎労働局	職業対策課	0985 (38) 8824 (直通)	880-0805 宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階
鹿児島労働局	職業対策課	099 (219) 8712 (直通)	892-0847 鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル1階
沖縄労働局	職業対策課	098 (868) 3701 (直通)	900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号那覇第2地方合同庁舎 (1号館) 3F

(平成30年3月時点)



人材確保のための雇用管理改善促進事業

人材確保に「効く」 課題チェック表

(警備分野)



人材確保に「効く」 課題チェック表(警備分野)



警備員に対する需要は2020年の東京オリンピックに向けて高まる一方で、業界全体が人材不足となっています。警備業では1号警備、2号警備の業務を行っている事業者がそれぞれ7割程度あり、業務の特徴に応じて雇用管理の課題も異なります。採用活動では警備業の仕事内容と意義の説明が重要であり、あわせて就労条件の向上とそのアピールが必要です。また、採用できた警備員には長く活躍してもらうため、警備員の仕事の将来と生活のイメージを持てるよう、キャリアに応じた処遇の整備を進めることがポイントです。

あなたの事業所では、以下のような課題を抱えていませんか？

採用管理

一つでも当てはまったら →→→

- 求人への応募がない。
- 求人広告の出稿先を長い間変えていない等、**求人方法が固定化**しており、広告の反応がない。
- 労働条件の向上や警備業界全体の**悪いイメージの払拭**に取り組んでいるものの、それらの取組が**採用したい人に伝わっていない**。
- 警備業務の正しいイメージを未経験者に持つための**資料や広報ツールがない**。

→ **募集段階の取組を見直して**みましょう。

- 女性警備員を採用したいが女性が就労できる職場設備を整備していない、採用窓口**に女性がいない**等、**採用戦略と現実が合致していない**。

→ **採用基準や選考**に関する改善が有効です。

定着管理

一つでも当てはまったら →→→

- 入社後に先輩がいない現場に配属する等、**入社後のフォロー体制がない**。
- 採用後、警備員として仕事をするための1週間程度の研修に加え、業務に必要な資格取得に3か月程度時間がかかる場合があり、**現場配属までに時間を要する**。
- 「簡単そう」というイメージで入職したものの、募集広告にない案内やクレーム対応などの**警備業務に付随する作業等の細かい業務**を知り、研修後に「**イメージが違った**」という理由で退職してしまう人がいる。

→ **新しく採用した人の配置や配属**に関する改善が有効です。

- アルバイト、契約社員、嘱託など**非正規雇用の警備員については階層がなく**、何年警備員としてキャリアを積んでも昇格・昇級がない(昇格制度、昇給制度がない)ことが多い。
- 会社と就業場所が異なる業態**のため、日々の勤務態度や業績を評価することが難しい、また制度があっても運用できない等、警備員の**人事評価制度に不備**がある。
- 警備業務は日々の安全を確保することが使命であるが、「異常なし」の連続が緊張感のマンネリ化につながり、**やりがいやモチベーションを感じにくい**。

→ **評価制度やキャリアパス**を見直してきましょう。

- 施設警備業務などにおける日報の書き方指導が必要な人など、**基礎的な能力に不安を感じる警備員**がいる。
- 警備員の能力が不十分なために**希望する勤務地に配属**することができず、退職してしまう。
- 契約により、**純粋な警備業務以外に付随業務**を実施することがあるが、それが警備業務とは異なる作業の場合、**追加的教育**が必要となる。

→ **教育訓練や能力開発**は充実していますか？

就労条件

一つでも当てはまったら →→→

- 定期昇給を含めた**給与規定等の整備に不備**がある。
- 仮眠時間について勤務時間か否か、その取扱いについて不安がある。
- 就業規則などの見直し**が行われておらず、就業規則の規定と求人の条件が異なる、運用実態と違うことがある。
- 勤務者交代に伴うコスト節約や人手不足の影響により、**少ない人数で規定業務を実施**する事業所が多く、結果出勤日数が増えて長時間労働になりがちである。

→ **会社の労働条件は適切に整理**されていますか？

- 現場の安全を司る業務であることに加えて一人配置の現場も多い。独り立ちをする際に責任が重い、不安などの理由で**心理的な負荷**が高く離職する人がいる。
- 女性や高齢者の採用の観点から**短時間雇用**を導入したいが、必要人員が増加するため、**新規採用コスト、教育コスト、交代に伴う通勤費のコスト増**が大きくなり難しい。
- 就業場所によっては休憩場所がない、トイレが遠い**など、長時間の業務を遂行する上で適切ではない環境で警備を実施せざるを得ないときがある。

→ **職場環境は従業員にとって快適な状況**でしょうか？

- 現場の業務や人間関係に**適応できない警備員**がいても、本部が適切に指導できない。
- 隊を編成する1号警備を除いて、**警備員は1名で業務を実施**する場面が多く、事業所の**仲間とコミュニケーションが少なく**い。
- 会社と就業場所が離れている業態**のため、社員同士のコミュニケーションの機会が少ない。

→ **会社の人間関係は良好な状態**でしょうか？

- 非正規社員(アルバイト、契約社員、嘱託など)**について、福利厚生が正規社員と同じく充実しているところもあるが、その実態が求職者に周知されていない。

→ **給与以外の手当や制度は定着を高める効果**があります。

理念・価値観

一つでも当てはまったら →→→

- 警備員が業務の**社会的意義**や顧客からの感謝の声等を実感できる機会がない。

→ **経営理念は会社の基本方針**として重要です。

- 社長以外は全員一般警備員である、経験年数にも関わらず職位が同じである等、事業所の**マネジメント上必要な職場階層**が設定されていない。
- 顧客からの警備付随作業に対する依頼を現場の警備員の判断に任せて実施させる等、**顧客訪問(就業場所のチェック)**をしない経営層がいる。
- 直行直帰や顧客先常駐が中心の勤務形態であり、**経営層と警備員との人間関係**を醸成する機会が少ない。
- 本社では**現場の状況を把握**しにくく、意思疎通が不十分なことがある。

→ **組織文化は従業員の仕事方に大きな影響**を与えます。

チェック表をとおして、事業所の課題はみつかりましたか？

雇用改善にご興味をお持ちの方は、「人材確保のための雇用管理改善促進事業 人材確保に効く事例集」をご参照ください。

詳細は厚生労働省のウェブサイト(働きやすく生産性の高い職場のためのポータルサイト)をご確認ください。

<http://koyoukanri.mhlw.go.jp/>

